

西晋における吏部官僚

——西晋期における政治動向と吏部人事——

葭 森 健 介

一 問題の所在

魏晋から隋唐にかけての時代において文人官僚が政治的及び社会的特権を世襲的に維持し続けた。これを当時の政治的、社会的特徴と見なす立場から、当該時代について「貴族」をキーワードとする研究が数多く発表されてきたことは周知の通りである。^①では本来個人的な人格・才能によって任用されたはずの文人官僚がどうして特権的地位を独占するようになったのだろうか。中正の吏部人事への干渉を非難した夏侯玄の上奏、中正が推薦を行う際、その根拠とする才能・人格に対する評価が「党利」に依って動かされる結果、「上品に寒門無く、下品に勢族無し」という事態を招いたという劉毅の中正八損の議等の中正批判に研究者の目が集中した。その結果、

中正制度こそ文人官僚の貴族化の契機とする見解が研究の主流を占めることになる。^②そもそも、中正制度とはこれから官僚になるうとする人物を評定し、吏部へ推薦する際の制度であって、任官後の官僚人事までも含む官僚人事制度全般に関わる制度ではない。司徒府に所属する中正によって推薦された任官候補者にしかるべき官職を割り当て、その後の勤務実績を勘案して昇進、左遷を行ったのは尚書省の吏部であった。^③中正制度によって、特定の家柄の子弟が世襲的に任官候補者として推薦されても、その後の吏部による人事制度の運用次第では彼等の昇進の道は閉ざされたはずである。つまり、中正制度と吏部の人事制度の二つが組み合わさったのが当時の官僚人事制度であるとするならば、吏部によって運用されていた人事制度にも貴族化、門閥化の契機が内包されていない

ればならない。このことに最初に注目したのは『九品官人法』の著者である宮崎市定氏である。宮崎氏は「九品官人法とは、司徒府と尚書との合作になる選挙法である。劉毅の論によれば中正が貴族化したのが、公正なる人事を行い得ない大きな原因と言いが、実際は尚書も亦中正に劣らず貴族化していたのであった」と述べ、竹林の七賢の山濤や王戎等が吏部尚書として人事を担当していたことに貴族化の傾向を讀みとろうとした^③。しかし、宮崎氏以降こうした視点に立脚した研究はほとんど見られず、宮崎自身も自説を展開していない。そこで筆者はまず当時の吏部人事の実態を明らかにしようと、吏部尚書であった山濤の人事文書「山公啓事」に注目して、西晋前期の吏部人事の基準と仕組みを考察した事がある^④。この草稿と時を同じくして、中村圭爾氏が「九品班制」と考課に注目し、魏西晋時期における九品官制下での昇進制度についての研究を発表した^⑤。しかしながら、吏部人事の貴族化とはどのような勢力のどのような動きによって形成されてきたのかという疑問は残る。そこで、曹操が丞相府を開いてより魏の滅亡に到る時期に吏部人事がどのような勢力によって担われ、その勢力によってどのような人事政策が採られてきたのか。特に吏部の人事の頂点にあった人物の略歴、人事に対す

る姿勢をその政治的背景との関わりで分析を加え、「六朝貴族制形成期の吏部官僚」（以下前稿と称す）と題する論考を発表した^⑥。

曹操が実権を掌握してから西晋が成立するに至る時期では、後漢の清流派の流れを汲み、地方郷論を基盤とすることを建前とする任官候補者の選抜と吏部の銓衡や考課を合体させた人事を押し進める勢力と、曹氏との地縁的、血縁的関係を梃子に中央主導の人事を行おうとする勢力とが拮抗対立する中で、人事政策は権力争いと密接に絡み合う。すなわち、曹丕の太子即位、司馬懿の挙兵に際して、曹丕、司馬懿の側についていた前者の勢力が後者を抑える形で、漢魏、魏晋の王朝革命が行われた。その結果、司馬氏の下で人事を担当した官僚は互いに血縁・姻戚・交友関係で密接につながることにになり、彼等によって次第に人事運営に世襲化の契機がもちこまれる。実際、魏晋王朝革命の直前の時期、吏部のトップにいた官僚について見ると、盧毓、盧欽は父子、陳泰は九品中正制度の創始者陳羣の子、荀顛は陳羣の姉婿、和追の父和洽も曹操が丞相となった直後に官僚人事を司った毛玠、崔琰と親交がありかつ曹丕と曹植の後継者争いに巻き込まれた彼らを弁護して官を免ぜられた人物であった。前稿では、これらの点を指

摘し、この傾向が西晋に受け継がれることによって吏部人事が貴族的色彩を強めていったのではないかと予測をたてたところで、紙数が尽きてしまった。本稿は前稿に引き続き、西晋において吏部尚書あるいは尚書僕射領吏部の地位に就き、吏部人事の最高責任者となった人物を取り上げ、彼等の出自、性格、人事姿勢に注目し、宮崎氏が吏部において貴族的色彩が強まったと指摘する当該時代の吏部人事に関して分析を試みる。この時期吏部の頂点にいたことが正史等から確認できる人物は十五人^③。彼等が吏部の頂点に居たことにはどのような意味があるのか、またその人事方針はどのようなものであったのか。吏部の人事を政治史の展開と絡み合わせながら、考察してみたい。

西晋の吏部官僚として代表的な人物を挙げるならば、まず王戎と山濤が注目される。この二人はともに竹林の七賢に数えられる文人でもあるが、政治史の観点から見ると、途中空白期間をほとんどかかぬ長期間にわたり吏部に在職した人事官僚でもあったことも見逃せない。当時の史料には、この二人の人事姿勢について簡潔な記載がなされている。

「山司徒前後の選、殆ど百官に周遍し、挙ぐるに失才無し。凡そ題目するところは皆その言の如し」(『世説新語』政治篇)

〔山濤〕前後の選挙は、内外に周遍し、並びにその才を得」(『晋書』卷四三)

この二つの文章はもともとは一つのものであったと思われる。どちらも山濤についてはその人物の才能、人柄を見抜き、適材適所に人材を配置したと評価が高い。これに対し、王戎については全く対照的な評価がなされている。

「典選を経るより未だ嘗て寒素を進め虚名を退けず。但時と浮沈し、戸に調べ門に選ぶのみ」(『晋書』卷四三)

つまり王戎は、個人的な資質よりも家柄を重視して人事を行った、世間の風評に基づいて、隠れた逸材を掘り起こすこととはしていないというのである。宮崎氏は、吏部の人事が「貴族化」していた一例として山濤と王戎が吏部尚書の任にあったことを挙げ、山濤も王戎も同列の扱いをした。確かに、文化的素養や、超俗的な行動をも人事の人物評価の基準に持ち込んでいったという点で言えば両者の人事姿勢に「貴族化」のにおいを感じないわけではない^④。しかし、山濤と王戎とでは、史書の評価が対照的な所もある。つまり、この両者の間で吏部人事の性格が変化し、王戎が吏部尚書になった段階で吏部人事の門閥化の傾向が顕著になったと解釈し得よう。二人の人事姿勢の変化はどこから生じたのであろうか。個人的

な問題だけでは片づけられそうにない。そもそも山濤が在任していたのは西晋が成立後三国の統一に向かって邁進し、その統一を成し遂げ頂点を迎えた上り坂の時代である。これに対し、王戎が人事を担当していたのは、楊氏や賈氏等の外戚が権勢を振るい、その後宗室諸王も加わって激しい権力争いが繰り広げられた時代、則ち西晋が滅亡の道を辿り始めた時期に当たる。彼等が吏部尚書の任にあった時期の時代背景も好対照といえよう。詳しくは本論で述べるが、王戎以前の吏部尚書に就いた人物と、王戎以降の人物とではその出自、人柄、人事姿勢にも大きな違いが生じている。そこで本稿は王戎以前に吏部尚書について人物の時代、つまり外戚楊氏が権力を振るう前の段階と、王戎が吏部を率いた以降、則ち外戚宗室諸王が権力争いを始めた時代の前後二期にわけて、吏部人事がどう変化したのか、貴族化の傾向との関わりで分析を加えてみたい。

二 西晋前期の吏部人事

西晋の前半期吏部を司った人物は表1の通りである。この八人のうち、武陔、盧欽、山濤、崔洪は共に曹魏時期の吏部

官僚との関係が注目される。すなわち、武陔は司馬師、昭の政権下で尚書僕射領吏部の地位にあった陳泰と友人関係にある¹⁰。盧欽は後漢末清議運動の中心人物の一人盧植の孫、父の盧毓は魏の明帝の時に吏部尚書となり、曹爽一派の何晏にその地位を追われ、司馬懿が兵を起こして曹氏勢力を倒した後再度その地位に復帰した¹¹。また、泰始末から武帝の手詔により吏部尚書に就いた山濤は司馬昭の下で吏部郎となり、その頃に吏部尚書の地位にあった和追とは交友関係にある¹²。さらに、崔洪の父崔讚も魏晋革命直前の時期に吏部尚書の地位に就いている¹³。この様に、彼等は曹魏から魏晋革命の時期にかけて吏部の頂点にあった人物と、血縁関係、交友関係で繋がっている。当時こうした、「士」と呼ばれる文人同士（便宜上以下士人層と表記する）の交友関係はある種の政治的意味を持つていた。すなわち、この交友関係は後漢末の清議運動に端を発し、曹魏の成立過程においてもこれを基盤に、有能な人材を引き立てて官界に送り込んだり、党錮事件のように、皇帝やそれに連なる勢力が士人層の利益を犯すときは、団結してそれに抗うこともあった。前稿で明らかにした如く実際この吏部官僚のグループは、清議運動と深く関わった人々の流れを汲み、曹丕と曹植との間で繰り広げられた曹操の後継

者争いでは曹丕を、曹爽と司馬懿の権力闘争では司馬懿を支持することで緊密な関係を保持していた。西晋前期においては、この吏部官僚の人脈がまだ途切れることなく、脈々と続いていたのである。しかし、盧毓を除けば後漢の清議運動に直接関わったいわゆる清流派名士の子孫は姿を消す。とはいえ、清議運動以来培われていた郷論と吏部官僚の密接な関係は西晋の吏部官僚にも継承されていたと思われる。

すなわち、曹魏の吏部官僚には、後漢末以来の清議運動の流れを汲むという事と関係してか、清議運動がその拠り所としていた郷里での評判、いわゆる郷論から評価されたり、自ら人物評価を行っているという特徴があった。西晋前半の吏部官僚の場合も、武陔が「早くして時誉を獲」、兄弟そろって「郷閭の宿望」から評価され、同郡で「知人の鑑」のある劉昶（公榮）から「輔佐の才有り」といわれた。また、武陔自身も「少しくして人倫を好」み、司馬昭と「しばしばともに時人を詮論」するなど、知識人仲間と交わり、人物評論を行っていた¹³。また、盧欽は彼と同郷（同郡）で孤児となって羊飼いをしていた張華の才能をいち早く見だし、三国統一に尽力し、混乱期の西晋中期の政界を一身に背負った人物を歴史の表舞台に立たせたのである¹⁵。山濤は冀州刺史の在任中、

日の当たらない優秀な人物を引き上げ、賢才を探し求め世に送り出し、吏部郎、吏部尚書として官僚人事に携わった際も、彼が推挙した人物には「失才」が無く、その人物評価も適切であったという¹⁶。崔洪はどの様な人々から評価されたのかつまびらかでないが「少くして清厲を以って名を顕わした¹⁷」た。

魏舒については郷論から肯定的評価こそされなかったが、郷党との関わりをうかがわせるエピソードがある。魏舒は「運鈍質朴」であったため、「郷親の重んずる所とならず」、孝廉に察挙された時も「宗党」は魏舒が学問が不足しているときなし、これに感じないようすすめた。これを契機にその後努力を重ね、鍾毓等に評価されるようになったという¹⁸。芳しくなかったとはいえ、彼にも郷党の輿論の目が注がれていたことは間違いない。このように、彼等は直接郷論に評価されなくとも、郷党、郷里と何らかの関わりを持っているか、何らかの形で輿論から評価を受けているのである。郷論との関わり、人物に対する鑑識眼を称えられたという側面でも彼等は西晋に至る以前の吏部官僚の性格を受け継いでいる。

この他、後漢末の宦官、豪強等が賄賂等により人事を乱したことの反動のように、曹魏政権下の吏部官僚には清廉潔白、公正無私な態度を貫き通した人物が多い。西晋前期の吏部官

僚についてみても、武陔は高官に登りながら、控えめで、終始潔白な態度を貫き通した¹⁹。また、盧欽も「忠清高潔」な官僚生活を送り、亡くなったときほとんど財産がなかったという²⁰。そして、泰始年間に尚書僕射として吏部を統轄した李胤も高い官職にありながら子供が病気になるっても薬を買えない程の清貧な生活を送っていた²¹。そして、山濤は「清儉以って供養する無き」ことから、特別に司馬炎から賜与を受けている²²。魏舒も同じく「清素」であるということで絹百匹を賜り、そうして受けた禄賜も九族に分け与え家には余財がなかった²³。さらに崔洪も「口に貨財を言わず、手に珠玉を執らず」という潔癖な性格であった²⁴。彼等は自ら潔癖であっただけではない。李胤は御史中丞として官僚の監察に当たった時も「恭恪直繩」な態度によって百官から恐れられた²⁵。崔洪は「骨鯁にして物に同ぜず。人の過ちあればすなわち面とむかいこれを折めて、退きて後言無し」といわれる²⁶。

こうした人物達が行った人事もまた、当然の如く公正さが貫かれており、それに対しては高い評価が与えられている。盧欽について、『晋書』は「挙げるに必ず材を以ってし、称して廉平と為す」と記す²⁷。李胤もまた実際の在職時期を特定できないが、吏部郎の時のこととして「銓綜廉平」の評価を

得た²⁸。魏舒は司馬炎より「入りて銓衡を管べ、人を官にするに允叙たり」との手詔を与えられ、崔洪の人事については「挙用は甄明にして、門に私謁無し」と記される²⁹。以上のように王朝革命直後から三国統一直後にかけての時期、吏部における官僚人事は、概ね清廉な人物が頂点に立ち、公平な人事方針によって進められていた。また、官僚人事もかなり機能的に運用されていたようである。以前に「山公啓事」の分析を行い、それを通じて確認したことは、ある人物を特定の官職に就けるに際しては、人格(性)、才能(才)、その官歴と業績、その官職についた場合期待される成果、あるいは社会への影響が勘案されていること。中でも人格性が第一に重視されていること、吏部には候補者を推薦する権限が与えられるが最終任命権は皇帝が握っており、吏部からの推薦通りには決定しない、しかし、皇帝側から候補者を特定して指名することはないと思われることであった。この様に吏部と皇帝の権限は明確化され、吏部の推薦基準もほぼ一定している³⁰。山濤に限らず、西晋前半の吏部官僚が人事において実績を挙げえたのは皇帝や一部権力者の恣意的な人事介入を抑ええることが可能なこうしたシステムの裏付けもあったと推測しうる。これは、曹氏一族と地縁、血縁という私的要素

が人事に入り込むことを拒んだ曹魏時代の吏部官僚の人事方針の結実とも言えよう。そして、人格性(性)を才能(才)に優先したことは、後々人格性が血統によって受け継がれてゆくという人物評価の風潮と相まって、門地(家柄)が人事の判断基準として重視される契機にもなる。

ただし、西晋初期において吏部人事はいまだ正常に機能していた。その背景には、司馬炎自身の並々ならぬ政治への意欲も看過し得ない。彼は政治を行うに当たって、「魏氏奢侈刻弊の後、百姓古を思うの遺風を承け、乃ち厲ますに恭儉を以てし、敦くするに寡欲を以て」したという。実際、即位した泰始元年十二月には、「詔を下し、大いに儉約を弘め、御府の珠玉玩好の物を出だし、王公以下に頒賜」し、皇帝の車を引く牛の青色の絹の鼻綱が切れたという上奏を聞いた時には青の麻糸に替えさせたという。また、四年六月にも詔を出し、地方官に学問、德行に優れた者、清白異行の士を推挙し、礼儀に外れた者を糾罪し、部下の内、公正廉潔な者と不正を行い財をため込んでいる者を調べさせている。翌五年にも再び地方官に「地利を尽くするに務め、游食商販を禁」ずるよ

うに命じた。このように自ら儉約に勤めつつ、清廉潔白で能力のある人材の登用をすすめる、地方官を度々督励している。

名目ばかりであった魏帝から禪讓を受けて王朝革命を完成させた司馬炎にとって、残る課題は呉を亡ぼし三国を統一することであった。儉約による財政の充実、地方政治を基礎に据えた社会の安定、そして、幅広く有能な人材を捜し求めたことは、その政治課題の実現とも無縁ではあり得ない。盧欽、李胤、山濤、魏舒等はいずれも清廉でかつ有用な人材を登用するなど、地方官として実績を上げた後、司馬炎によって吏部のトップの地位につけられている。その後も彼等は吏部において公正な立場で有能な人材の任用に尽力した。これらのことも、こうした事情と無関係でなかったと推測されよう。

この様に、西晋の前期特に三国統一に向かったの時期において、官僚人事に対して文人官僚が主導権を握り、個人の人格性、才能を基本とする人事方針が確立しつつあった。しかし、曹魏時代の吏部官僚が後漢末の清議運動と直接関わった人物、あるいはその一族によって担われていたのに対し、西晋ではその周辺にいた人物へと、担い手を変える。さらに、一方で時を同じくして官僚の間には派閥が形成され始めていた。こうした派閥抗争が吏部人事に暗い影を落とし始める。西晋前半の吏部官僚の中にあつてやや異色な任愷が吏部尚書に登用されたことはそれを暗示する好例といえよう。では当

時の吏部官僚が直面していた矛盾とはどのようなものであったのであろうか。

三 西晋前半の吏部人事と権門の台頭

表1を一見すれば気付くように、任愷の官歴は西晋前半期の吏部尚書の中にあつてはやや異色である。特に吏部尚書に就任する以前の官歴、その就任の経緯について、他の吏部官僚とは異なっている。任愷は曹操政権以来の吏部官僚のほとんどが、尚書系の官職か地方官を歴任していたのに対して皇帝の側近に当たる中書、門下系の官職を歴任してきた。彼を吏部の官職に推薦したのは政敵の賈充、荀勗である。賈充、荀勗はもともと実務能力に長け、司馬炎の信任を得て、律令の制定で功績をあげて以降一貫して皇帝の側近として中央の政界で力を振っていた。これに対し、同じように皇帝の側近にあつて信任を得て居たのが任愷である。しかしながら、「公方の操無く、身を正して下を率いる能わず、専ら諂媚を以って容を取」っていた賈充を「剛直にして正しきを守る」任愷は嫌っていた。任愷は賈充が自分の娘を司馬炎の弟齊王司馬攸に嫁がせていることからその勢力の増大を恐れ、賈充

表1 西晋前期の吏部尚書（楊氏の権力が強まる頃まで）

番号	氏名	典選挙官職	在任期間	典選挙の官職に就くまでの略歴
1	武陔	吏部尚書	二六六 二六六	沛国竹邑の人。父は魏衛尉武周。「沈敏にして器量有り、早に時譽を獲」た。「知人の鑑有り」と称せられ右尚書の副親に才能を評価される。「少くして人倫を好む。潁川の陳泰と親交を結んだ。魏明帝の時下邳太守となり、司馬師に拔擢され彼の下で従事中郎を勤め、後、司馬懿に樹太僕卿を歴任。泰始の初め尚書を拜し、吏部を司った。司馬昭は彼を「親軍」、陳泰父子に時人を詮論したという。特に陳羣、陳泰父子を比べ、それらの長所を述べて「以って羣、泰略は優劣無し」とした人物評は司馬昭を感心させた。（『晋書』卷四五）
2	李胤	吏部尚書	二六七以降？ 二七四以前	涼東襄平の人。祖父敏、父信とも後漢末の混乱期、公孫度の辟召を避けて郷里を出奔、行方不明となる。州の都從事に辟召された後、参鎮北軍事を経て、樂平侯相となり、「清簡を尚」んだ政治を行う。中央へ呼ばれ、尚書郎、中護軍司馬、吏部郎を歴任、選挙に関わり「銓綜廉平」であった。一時安豊太守に転任するが司馬昭に拔擢され彼の下で従事中郎となる。その後御史中丞として法を厳格に執行し、官俸達に恐れられる。蜀との最後の戦いの際には西中郎將、督関中諸軍事として、関中に詰める。さらに河南尹を経て、「晋書」泰始の初め尚書となり、吏部尚書へ遷る。（『晋書』卷四四）
3	任愷	吏部尚書	二七二以降 二七四以前	梁安博昌の人。父の哭は魏の太常。魏の明帝の娘を娶る。「少くして識量」があった。晋国時代に中書侍郎、員外散騎常侍となり、魏国成立と共に侍中となる。中書、門下系の官職を歴任し、武帝の側近にあつて、「経国の幹有り、万機の大小多く之を管綜」し、「武帝も「器として之に昵か。政事多くこれに諮」るほど信任が厚かった。泰始の初め、鄭冲、王祥、何曾が荀勗、裴秀等の元勳が各々老疾により参内できない様になる。武帝は任愷を遣はし「当世の大政、参議の得失」を諮らた。後「賈充の元勳も武帝の側近にある任愷を太子少傅として遠ざけようとしたが、侍中の官職を兼ねたところから目論見が外れ、彼に選挙を司らせることとて、逆に武帝との間に隙間を生じさせ、人事に対する不満も任愷に集中させようとした。（『晋書』卷四五）

賈充、荀勗、馮統、楊珧、王恂、華廙の一派と羊祜、杜預、張華、庾純、溫頤、向秀、和嶠との間で熾烈な対立が生じた。⁽⁴²⁾

この時、賈充側は対抗手段として任愷を太子少傅に推薦し、司馬炎から遠ざけようと計ったが、任愷が皇帝の近侍の職である侍中を兼任したために目論見がはずれる。そこで、更に任愷を司馬炎の下から切り離すと共に、官僚人事が「九流は精かにし難く、間隙乗じ易」⁽⁴³⁾いことを考え、彼の権威の失墜をねらって吏部尚書に推薦したのである。つまり、これまで吏部尚書の職は重要ポストとして適任者が選ばれ、成果を上げることが期待されていた。にもかかわらずこの時はその官職が政争の道具に使われ、火中の栗を拾わせる様仕向けられたのである。これは、これまでにはなかったことである。その背景には、「九流」という任官者につけられたランキングと官職との対応関係が複雑化したという事態にも注目されるべきであろう。結局、任愷と司馬炎との間には距離が生じ、そこに荀勗、馮統がつけ込む。ついには、彼が豪侈な生活をしていると讒言され、官界を追われることとなった。この免職中の任愷をかばい、河南尹に推挙したのが、後に吏部尚書となる山濤である。任愷はこの河南尹も、再び就いた光祿勳も賈充一派によって免職に追い込まれ、世をすねて奢侈

生活に耽ることになる。だが、任愷もともと「剛直守正」な人物であり、「選挙は公平、職とするところに心を尽くし」ており、「素より識鑑あり、加えて公に在りて勤恪」であったことから、「甚だ朝野の賞譽を得」ていた。⁽⁴⁴⁾任愷が官歴や、就任の経緯、その人格性について、他の人物と違っていたにせよ、選挙に対する態度、実績は他の人物とは大差ない。任愷自身の人事に対する姿勢は他の吏部官僚と大差ないとはいえ、官僚人事の担当者としての選任に際し、官界での派閥による権力闘争が反映したことはその後の状況を考える上で重要な意味を持つ。

任愷の後に吏部尚書となった山濤もまた、賈充から官僚人事に対し、横やりを入れられることになった。『世説新語』政治篇の中に引く『晋諸公贊』には尚書令であった賈充が吏部郎の人事に際して、自分と親しい陸亮を強引に吏部郎につけようとして山濤と対立したことが記されている。⁽⁴⁵⁾そもそも官僚の選任に当たって吏部尚書の山濤は、上司である尚書令の賈充と相談することが多かった。しかし、賈充の希望はほとんど通らない。そこで、賈充に取り入った者が彼の為にある計略を立てた。すなわち、腹心を吏部に送り込み人事に参加させる。人事をめぐり賈充の意を受けて送り込まれた人物と山濤とで意見が対立した場合は、山濤は尚書令である賈充

と相談せねばならなくなるだろう。そこで賈充が影響力を發揮し、その人事問題で自分の主張を通すことが出来るのではないかと吹き込んだのである。賈充が陸亮の吏部郎任用にこだわったのはそうした背景があった。結局、山濤の意見は通らず、陸亮が吏部郎に就いたが、汚職が明るみに出て免官になった。エピソード自体は山濤の人物を見る目の確かさを称えたものであるが、その背景に、賈充が自己の派閥に属する人物を官界で引き立てるため人事へ介入しようと意欲を示したことが窺える。また、官界での派閥抗争を反映してか、人事に対する周囲の関心も高まっており、その動向に対する様々な憶測を呼ぶことにもなったらしい。もともと、官僚人事は最終的に司馬炎自らが決定したのであるが、世間では山濤が自分の好き勝手に人事を動かしているのではないかとの噂がたち、司馬炎に讒言するものもあつたという。⁴⁶竹林の七賢というと一般には超俗的な清談の名手とのイメージを持たれがちであるが、山濤は官僚人事に対し、様々な権謀術数の渦巻く中、十数年間にわたり官僚人事の中樞に身を置いていたのである。そうした中で、山濤自身は中立を保っていた。しかしながら、彼の人事に対しては、権力を振るおうとする様々な勢力からの干渉があつたと思われる。吏部郎をめぐる賈充

と山濤との対立はその一端を示すものであつたと考えられよう。彼が対立したのは賈充ばかりでない。三国統一後急速に台頭してきた、楊氏一族についてもこれを官界から排除するよう武帝に進言したりしている。人事の矛盾は吏部人事より先に、官吏の登用制度である九品中正制度に起こつていた。楊氏が次第に権力を振るいだした頃、司空衛瓘、大尉汝南王司馬亮、劉毅が九品中正制度の変更を求めて上疏した。⁴⁷このとき山濤の死によって司徒に転任した魏舒が司徒在任中であつたことから、この上疏が出されたのは山濤が亡くなつた太康四年（二八三）から劉毅が亡くなる太康六年（二八五）の間と判断される。有名な中正八損の議はそれ以前に行われ、このとき劉毅は再度共同で上奏しているのである。すなわち、劉毅が指摘するように中正の人物評価の際、「党利」によって、評価が歪められ、「上品に寒門無く、下品に勢族無し」と述べた弊害はこの時期には既に表面化していたのである。つまり、山濤は、当時権勢を強めつつあつた外戚勢力の人事への干渉を排除しようとしていたのであるが、外戚及びその側近グループとの軋轢をさけることなしには彼の人事方針の貫徹は容易ではなかつたであらう。おそらくそれは、山濤のみならず、賈充一派や楊氏が権勢を振るつていた時期に吏

部を率いていた李胤、魏舒、崔洪にも共通していたものと推測される。前稿で明らかにしたように、曹操の丞相府東曹以来、曹魏政権下では、吏部官僚と曹氏一族と地縁血縁で繋がったり、賄賂や請謁（コネ）で出世しようとする勢力の間で、激しい争いがあった。司馬懿が曹爽を倒し、権力を得てからは、吏部官僚に対立する勢力は影を潜め、吏部官僚を輩出した士人層は着々と自らの地盤を固めていった。そして、西晋初期にはその流れを汲んだグループが以前の人脈、人事姿勢を継承しつつ吏部を掌握し、文人官僚が政界で主導権を確立していたと見てよからう。しかし、司馬氏が皇帝となると宗室司馬氏を背景とする新たな勢力が形成され、人事官僚の前に立ちほだかる。山濤、魏舒、崔洪に至る吏部官僚達はこうした動きに抵抗姿勢を貫き、人事の公正さを保っていたと言えるのではないか。しかし、外戚の楊氏や賈氏、宗室諸王が権力をめぐって、武力衝突を起こす事態に立ち至ると吏部人事も変化せざるを得なくなる。王戎はその転換点に位置する。

四 西晋後半の吏部官僚

王戎が吏部尚書に就任して以降、吏部人事の頂点に立って

いたことが確認されるのは、表2の八人である。この時期に吏部尚書の任にあった人物の経歴、性格、才能を見ると王戎、従弟の王衍、樂広、山濤の息子山簡のグループと劉頌、温羨、鄭球のグループとの二つに大別される。

王戎は阮籍と交友関係を結び、後に「竹林の游」の仲間となる。また、「人倫鑑識」があり、山濤と同じく人物短評に優れていた。王衍は数え年一四才にして「甚だ清弁あり」と称えられ、「従横の術」を好んだことから盧欽に辺境の遼東太守に推薦されたのをきっかけに、「口に世事を論せず、ただ雅に玄虚を詠ずるのみ」という清談三昧の生活を送った。⁽¹⁸⁾

この王衍と樂広は、「(樂) 広と王衍俱に心を事外に宅まわせ、名は時に重し、故に天下の風流を言う者、王、樂を謂いて首と称す」と記されるように、竹林の七賢の次の世代の清談界の頂点に立つ人物である。山簡はやはり清談家で吏部尚書だった山濤の息子、飲酒を好み、征南將軍として襄陽に出鎮していた頃、在地の豪族習氏の莊園で酒浸りの毎日を送り、清談家の間に流行した放達の行いがあった。⁽¹⁹⁾ この様に、彼等は官僚人事というもともと世俗的な事に関わりながらも、超俗的で、清談に浸る傾向があった。当然の事ながらもその政治の姿勢も細かいことには関わりたくないおおざっぱなものである。

表2 西晋後期の吏部尚書（楊氏が権勢を振う以降）

番号	氏名	典選挙官職	在任期間	典選挙の官職に就くまでの略歴
1	王戎	吏部尚書 尚書僕射	二八三以降 二八九以前 二九一―二九七	琅邪臨沂の人。祖父雄は幽州刺史、父渾は涼州刺史を勤めた、地方官の家系。元勳王祥は族祖父。子供の時から賢く、斐籍、魏明帝に注目される。父渾は阮籍と親しむ。後戎も彼とつきあひ竹林の仲間に加わる。父渾が死んだ時父の部下からの贈り物を断ったことから名声を獲得する。父の爵位を受け継ぎ、吏部尚書に相国掾として司馬昭の幕下に加わる。吏部尚書門閥、散騎常侍、河東太守、荊州刺史、吳の滅亡後、長江を渡り、「新附を慰撫し、賊寇を宣揚」する。中央に戻り侍中となる。南郡太守劉肇から賂賂を受け取ったことで糾弾され、武帝の庇護で事なきを得たものの評判を落とす。戎は「職に在りて殊能無しと雖ども、庶績修理」したという。光祿勳を経て吏部尚書に就く。母の喪に遭い吏部尚書の職を辞し喪に服す。礼法に従わなかったが、その悲しむ様は甚だしく「死孝」と称された。楊駿が専横を極める中で太子太傅、楊駿失脚後、中書令から尚書左僕射となり再び選挙を司る。〔晋書〕巻四三
2	劉頌	吏部尚書	二九七―三〇〇	広陵の名族。前漢の広陵王劉胥の末裔。司馬昭に辟召され、丞相府掾となり、平定直後の蜀に使者として赴き、独断で賑恤を行ったことで免職。司馬炎の下で尚書三公部に復帰。法律、訴訟を担当。中書侍郎となり、荊州揚州を巡撫し、司馬炎の意向を遵遂。黄門郎、議郎を経て、廷尉となり裁判を担当することになり、「詳平」と号された。しかし、呉の平定の論功をめぐって、その評価が不当とみなされ、京兆太守に左遷される。すぐに河内太守に転任。公主が設けていた水推を取り壊すと呉の爲に有効な政策を推進。母の喪に服すと一時官を去るが、淮南相に復帰。「嚴整」な態度で政治に臨み、「賢な政績が有り」、凶賊の修理、利用の公平化を図るなど、民生の安定に尽力すると共に、地方政治について考課の実行などの様々な献策を行った。淮南王司馬允に從つて入朝。楊駿の失脚に伴い、三公尚書となり律令について上疏し、高い評価を得る。しばらくして吏部尚書に転任する。〔晋書〕巻四六

番号	氏名	典選挙官職	在任期間	典選挙の官職に就くまでの略歴
3	桑広	吏部尚書	三〇〇―三〇一	南陽涪陽の人。八歳にして夏侯玄にその将来を属望される。父桑方が早逝したため、苦学す。寡欲で、思慮深く、清談の名手となる。その清談の才能は裴籍、王戎、衛瓘、王衍等が高く評価され、王衍と共に西晋中期の清談界のトップに立つ。官界に登場したのも、王戎が秀才に推荐、裴籍が賈充に推薦したことで賈充に辟召されたことかき、かけて、大尉掾となる。元城県令、中書侍郎、太子中庶子、侍中、河南尹を歴任。政治に就く「時に当たりの功著無し、然れども職を去ることに、遺愛は人の思うところとなる」と記されている。〔晋書〕巻四三
4	温羨	吏部尚書	三〇一―三〇二	太原祁の人。祖父の三代にわたる地方官を歴任。兄弟六人すべて名声があり「六龍」と称された。若くから賢いとの評判があり、齊王司馬攸に辟召され掾となる。尚書郎等を経て、惠帝の即位に伴い、予州刺史となり、散騎常侍、尚書を歴任。齊王司馬攸が実権を握ると、温羨が父司馬攸の故吏であったことで信任され、吏部尚書につけられる。〔晋書〕巻四四
5	王衍 左僕射	三〇二―三〇六	琅邪臨沂の人。王戎の従弟、子供頃から才気に優れ、山濤、王祐に注目される。若い頃畿輔の術を好んで論じていたことにより盧敏から辺境の遼東太守に推荐されたが就任しなかつた。以後は世事を論ずることなく、老荘思想を好んだ。太子舍人、尚書郎を経て、元城県令となった。任地では、清談ばかりをしていたが、うまく治まっていなかった。その後、太子中庶子、黄門侍郎、北中郎中、中領軍から尚書令に登るが、娘が皇太子司馬璜の妃となりながら、皇太子と対立していた賈皇后の権勢を恐れ、離婚させたことが後に問題となり、免官となる。趙王司馬倫の政権下でも気がふれた外官を襲い、難を避けたが、成都王司馬穎が権力を握ると、中軍師に復帰、尚書僕射として吏部を治める。〔晋書〕巻四三	

番号	氏名	典選掌官職	在任期間	典選掌の官職に就くまでの略歴
6	山簡	吏部尚書	三〇六～三〇七 三〇八～三〇九	河内懷輿の人、山濤の息子。父と同じ風格があった。しかし、その才能は二十歳になっても山濤の知るところとはならなかった。後、嵇康の息子嵇紹と共に並び称されるようになる。太子舍人、太子中庶子、黃門郎を歴任。青州刺史として地方に出るが中央に戻り侍中、尚書になる。再び荊州刺史に任じられるが任地に赴くことなく尚書に任せられ、吏部尚書となる。一時雍州刺史として地方に転出するがやがて中央に復帰、尚書左僕射として吏部を率いる。(『晋書』卷四三)
7	鄭球	右僕射	三〇七～三〇八	祭陽開封の人、数代に涉って高官を輩出した名族の出身。父鄭默は山濤、衛瓘と親交があり、高く評価された。鄭球は頓丘太守で成都王司馬頊の右長史となり、司馬倫へのクーデターに参加、その功績で平寿公の爵位を受ける。後、侍中、尚書、散騎常侍、中護軍と官位を進め、尚書右僕射として吏部を率いる。(『晋書』卷四四)
8	劉望	吏部尚書	? ～三一	出自不明、石勒によって洛陽が陥落した際に、王衍と共に殺される。(『晋書』卷一〇四)

王戎は「職に在りては殊能無しと雖ども、庶績修理す」といわれ、王衍は「元城令に補されながらも」「終日清談すれども、県務も亦た理まる」という経歴があった。⁵¹⁾ また、楽広は「所任を為すに、時に当たりての功誉無し。然れども職を去るごとに、遺愛人の思うところとなる」と記される。⁵²⁾ 山簡も八王の乱の混乱期、襄陽という長江中流域の政治・軍事の重要拠点に出鎮しながら、以前この任にあった劉弘とは対照的に、

「優游して歳を卒え、唯酒のみ是耽る」という有様であった。⁵³⁾ これに対し、劉頌、温羨、鄭球は地方名族の出身で、どちらかといえば実務的な官僚のグループである。劉頌は漢の宗室の子孫、先祖が広陵王に封ぜられたことから、彼の一族は広陵に土着、その地方の名族となった。地方官を歴任し、淮南の相であった時には「官に在りて嚴整、甚だ政績有り……大小をして力を勤くし、功を計り分を受けしむ。百姓其の平恵を歌う」という功績がある他、地方政治の改革に就いて多くの上奏を行っている。⁵⁴⁾ 温羨の一族は代々太原の祁県に住み、「郡の著姓」とされた。そして、祖父温恢が魏の揚州刺史、父温恭が済南太守と共に地方官を勤めた家柄である。⁵⁵⁾ 鄭球は曾祖父鄭泰が揚州刺史、祖父鄭袤が司空、父鄭黙が大司農、光祿勳を勤めた。鄭袤は済陰太守の時「下車して孝悌を旌表し、賢能を敬い礼し、庠序を興立して、後進を開誘」し、広平太守の時も「徳化を以て先と為し、善く條教をなし、郡中これを愛し」という。鄭黙も東郡太守在任中の飢饉の際、自分の判断で官に蓄えた食料を使って救済に当たり、司馬炎から賞賛されている。鄭球の父祖は清談に耽るより、政治に勤め、地方官として実績を上げてきた。⁵⁶⁾ 鄭球自身についてはよくわからないものの、彼はこうした家庭の中で育っている。

すなわち、彼等や彼等を取り巻く人々は王戎等のような、派手さは無いが、着実な実績を上げている地方官か地方官を輩出した家柄の出身なのである。⁽⁸⁷⁾

こうした対照的な官僚のグループが代わる代わる吏部の頂点にいたことはどう言うことだろうか。それぞれのグループを代表する王戎と劉頌の間には吏部人事をめぐる方針にも違いが見られる。清談家グループの王戎は吏部尚書の在任中「甲午の制」と呼ばれる制度を創始し、地方官出身グループの劉頌は「九班の制」と記される制度を立案した。これらの制度についてはすでに宮崎、中村両氏によって注目され、制度面での考察がなされている。⁽⁸⁸⁾

王戎の「甲午の制」の趣旨は中央の郎官の採用に当たって、「皆先ず百姓を治め然る後授用す」る、すなわち地方官（外官）を歴任させてから中央官（内官）に採用するというものである。⁽⁸⁹⁾これは一見地方における実務経験を重視しているように見えるが、当時傳咸によって以下のような批判を招くことになった。

「書に称す、三載にして考績し、三考にして幽明を黜陟すと。今内外の羣官、職に居りていまだ暮年ならずして戎棄して還らしむ。既にいまだ其の優劣定まらずして、まさに故き

を送り新しきを迎え、道路に相望み、農を傷つけ政を害なう。戎は堯舜の典謨を仰ぎ依らずして、浮華を駆動し、風俗を虧敗す。徒に益無きのみならず、乃ち大損あり。宜しく戎の官を免じ、以って風俗を敦くせん」（『晋書』卷四三王戎伝）

こうした弾劾を受けながらも、王戎は「賈、郭と親を通じ、竟に坐せざるを得」、すなわち、外戚の賈謐（賈皇后の母の養孫）、郭彰（賈皇后の従舅）とのつながりの結果何ら責任を問われなかった。⁽⁹⁰⁾王戎と傳咸の対立点はどこにあるのだろうか。弾劾文の主旨は、実際は試用期間を短くしてほとんど実績を評定するだけの時間をおかずにポストを動かした結果、評価が正しく行われていないという点にある。つまり、一旦官僚になると実績とは関係なく、その官位を上昇させて行くことが可能となるシステムが固定しつつあったことが、傳咸による批判から読みとれよう。問題は官僚の勤務成績をチェックする考課制度が形骸化されていたという事にある。これより以前、秦始皇間に河南尹の職にあった杜預が官僚の治績をきちんと調べ昇進、左遷を行うべしとの上奏を行った。その中に以下のような文言がある。

「己丑詔書は考課の成り難きを以って、薦例を通ずを聴す。薦例の理はすなわちまた風声に取る。六年にして頓に薦むれ

ば、黜陟漸くにする無く、また古の三考の意に非ざるなり。今毎歳一たび考すれば、則ち優を積みて以つて陟を成し、劣を累ねて黜を取らん」(『晋書』卷三四杜預伝)

つまり、西晋の前期の時期にすでに考課の実施に支障が生じ、六年に一度、勤務評価を行うという事があったのである。杜預は勤務評価を毎年行い、その積み重ねで、昇進、左遷を決めてはどうかと提案しているのである。王戎が行った甲午の制は、すでに機能を果たしていなかった考課に代わる制度に当たるものと思われる。しかし、杜預が提案していた毎年度の勤務評価が、運用のされ方によって考課の空洞化へとすすんでいったのである。これに対し、王戎の後に吏部尚書となった劉頌は厳密に考課を実施しようと「九班の制」を建議した。

「(劉頌)之より久しくして、吏部尚書に転じ、九班の制を建つ。百官の職に居り遷るを希うものをして、能否を考課し、その賞罰を明らかにせしめんと欲す。賈(謐)、郭(彰)朝を専らにし、仕うる者は速やかならんと欲し、竟に施行せず」(『晋書』卷四六劉頌伝)

『晋書』にこの様に記される「九班の制」について、中村氏は考課の実施による「任期の長期化、能否の明確化という

制度の根本原理」を指摘している^④。この点は疑い得ない事実と思われる。すなわち、在任期間を長くするか、短くするか重要な分かれ目となっている。劉頌の「九班の制」の根本原理と傅咸の王戎批判の姿勢は軌を一にしている。そして、王戎が賈謐、郭彰の力によって傅咸の弾劾から逃れたこと、劉頌の「九班の制」が同じく賈謐、郭彰の妨害で施行されなかったことを考えると、両者の人事姿勢の背景に外戚勢力との距離の取り方の違いが見えてくる。在任期間を長期化し、考課を厳密に行おうとする傅咸、劉頌等の勢力は外戚勢力と対立関係にあった。これに対し、在任期間を短縮し、考課を骨抜きにしようとする王戎はまさに賈謐、郭彰等外戚勢力の勢力と利害が一致していたのである。つまり、吏部人事をめぐり相対立する政策が進められてゆく中で、外戚勢力と結託した王戎の人事方針が優勢を占めていったことが確認されよう。

また、薦例に基づいていた「風声」を王戎達が操作したことにより、人事評価が浮華の方向へと向かってゆくこととなった。傅咸の「浮華を駆動し」たとの批判は、王戎等が輿論をたきつけ、その風評によって人事を左右していたことをうかがわせる。実際これを裏付けるような出来事を『晋書』は記

載している。羊祜の従甥の王衍は、『老子伝』の著作もある。羊祜としばしば互いに議論した。王衍の議論は非常に優れたものであったが、羊祜は彼を評価せず、かえって「方に盛名を以て大位に処らん。然れども俗を敗り化を傷なうは、必ず此人なり」と周囲に語っていた。空虚な議論にはしる彼に「敗俗傷化」の危険を見て取ったのである。また呉の西陵督歩闡が城を挙げて来降したのをきっかけとした呉との戦いの最中王戎が「軍法」によって羊祜に斬られそうになる事件がおこった。王戎、王衍は羊祜のこうした態度を憾み、談論の場があると必ず羊祜をそしり、その結果当時の人々は「二王は国に当り、羊公は徳なし」と噂しあったという。王戎、王衍は清談の談論の場を利用して羊祜を誹謗し、彼の評判をおとしめた。すなわち彼等は、世論操作によって自分たちに厳しい評価を下している羊祜を失脚させようとしたのである。これは、清談の持つ意味が、哲学的談論から、政争の道具へと変化していたことをも意味する。清談家が次々と吏部尚書となることにより、このように変質した清談が、吏部人事において大きな影響を与えるようになったことは疑いない。

『晋書』の「典選を経るより未だ嘗て寒素を進め虚名を退けず。但時と浮沈し、戸に調べ門に選ぶのみ」という王戎の

人事に対する評価はこうした状況を端的に示す表現といえよう。王戎に至り、山濤までの人事方針は転換され、吏部の人事に門閥化の傾向が顕著になってきたのである。そこには、王戎は山濤のように賈氏や郭氏等外戚勢力を排斥しようとはせず、彼等とも親密な関係を保っていたことが重要な意味を持つ。すなわち権門が権勢を振るう中、その時流に抗うことなく、むしろその時勢を前提として人事を推し進めた結果が、「門に調べ戸に選ぶ」という名族の子弟がそのまま出世コースに乗り得るような門閥化への傾向を容認する王戎の人事となったと言ってよからう。

王戎のこうした吏部人事の姿勢に対抗する動きもあった。劉頌は王戎の「甲午の制」に対し「九班の制」を建議する。劉頌以外にも地方官の家系を引くグループが清談家のグループと交替する形で吏部尚書の任に就く。おそらく、これは八王の乱に際し、反乱を起こす側が前政権を批判し、政治改革を掲げながらも、すぐに腐敗して行くという繰り返しがあったことと密接に関係しているように思われる。たとえば、劉頌が吏部尚書となったのは権力を振るっていた外戚楊氏が倒され、これに替わった賈氏の下で、張華が政治の安定を必死で保とうとしていた時期である。温羨は趙王司馬倫を批判し

倒した齊王司馬瓘によってその地位につけられた。また、鄭球も趙王司馬倫を倒すクーデターに成都王司馬穎と共に参加し、司馬穎が権力を掌握した前後に吏部尚書となっている。しかしながら、清談家グループの方が在任期間においても長く、優位にあったことは否めない。前稿以来、分析してきた通り、吏部人事は西晋前半期まで外戚や宗室等と繋がる勢力を排除してゆこうとする方向で進んできた。では、王戎による人事姿勢の転換は彼自身の性格から来るものであろうか。もしそうでないとすれば、どのような社会的背景の下で行われたのかさらに踏み込んで分析しておく必要がある。

五 八王の乱と吏部人事

西晋が三国を統一し、社会が安定してくる中で、賈充の一派や、三国統一後台頭してきた楊氏等の外戚勢力が急速に台頭する。司馬炎の死後司馬衷が惠帝として即位すると楊氏の権勢は一層強まってゆく。しかし、楊氏の横暴に対する怨嗟の声はいよいよ高まってくる。この状況は、権力に対し異常な執念をみせ、周囲の反対論を押し切って夫を皇帝にするためあらゆる手段を弄してきた賈皇后には好機の到来であった。

彼女は、この機に乗じ、汝南王司馬亮、楚王司馬瑋等と組んで、楊氏一族に対しクーデターを起こし、彼らを族滅したのである⁶⁸。このクーデターにより権力を握った賈皇后の一派も趙王司馬倫、齊王司馬瓘によって倒され、宗室諸王入り乱れたの権力争いに陥った。これがいわゆる八王の乱である⁶⁹。この権力争いが激化する中で、諸王は自己の権力欲を満たそうと皇帝を目指し、彼等周辺には立身出世を求め私利私欲を計ろうとする寒門寒人がとりまき、抗争を繰り返す。そこに、外戚、諸王による身内の登用、封賞や官位の濫発という事態が生じてくる。太傅、大都督に進み、黄鉞を仮せられ、行政、軍事、司法の全権を掌握した楊駿は、「大いに封賞を開き、以って衆を悦ばせんと欲し」、甥を重用したり、「多く親党を樹て、皆禁兵を領せしめ」た⁷⁰。楊駿を誅殺した汝南王司馬亮もその論功行賞を大掛りに行い、「苟に衆心を悦ばせんと欲し」た⁷¹。賈謐の場合も、外戚であることで権力を得、権力の一部を腹心に分与するという傾向が現われる。また、楚王瑋は「性開濟にして、施しを好み、能く衆心を得」ており⁷²、趙王倫も同謀者は「奴卒厮役に至るも亦加うるに爵位を以て」する等、官爵、賜物を濫発し、「苟且の恵を以て人情を取悅」している⁷³。齊王司馬瓘もまた権力掌握後は「選舉均しからず

惟親昵を寵する」のみであった。⁽⁷⁴⁾

さらに注目すべきことに、楊氏、賈氏等外戚、あるいは諸王が取り込んだ「親党」「同謀者」「親昵」の中には九品中正制度の理念からすれば本来品の授与の対象から外されるべき人物が目立つ。そもそも、西晋以降の人事制度は本来九品中正制度によって運用されていた。これは既述の通り才能と人格によって官位官職を授けるものである。しかし、外戚諸王が側近として抜擢したのは、こうした人物ではないし、その方法も制度に則っていたとは考えられない。たとえば、賈皇后が「親信」し、楊駿に対する挙兵や司馬亮、司馬璋誅殺の密謀に参与させたのは「宦人」の董猛であり、彼の兄弟までも亭侯に封じている。⁽⁷⁵⁾さらに、司馬倫の陰謀を恐れ、巷において噂を探っていたのは「宮婢」「微服」といわれる者たちだった。⁽⁷⁶⁾また、司馬璋の幕下では「行い薄い」長史の公宏孫宏、舎人の岐盛が最眞にされ、様々な企みに関与している。⁽⁷⁷⁾司馬倫の下で実権を掌握したのは、かつて王衍に郷品の評定を洩られたり、「諂媚を以て自達」した経歴を持つ孫秀であり、彼と「共に事を立つる者は皆邪佞の徒」であったという。⁽⁷⁸⁾すなわち、外戚、諸王は自らの権力基盤を固める過程で自分の親族を中核に、当時の官吏登用制度である九品中正制度の下

では性行不良、才能や出身に問題があつて官界に進出し得ない寒門寒人を「腹心」、「親党」として積極的に取り込み、選挙制度の恣意的な運用を繰り返している。確かに、諸王にとって権力を奪取し、それを保持して行く上で、出身、人格に問題があるとも利欲の追求という点で共通の利害を持つ寒門寒人の方が、既にある一定の社会的基盤を形成し、官界に派閥としての地位を固めていた士人層より利用しやすい存在であつたことは容易に想像される。一方、士人層から見下されて郷品も簡単には得られなかつた九品中正制から排除された孫秀のような寒人達にとつても、諸王の幕下にはいることこそ榮達の最大の機会であつたことも間違ひなからう。こうした、権力を掌握する過程で諸王によって官職が濫発され、寒門寒人が機に乗じて出世を目指すという状況は九品中正制度とこれと連動した吏部人事の正常な運営を阻害することになる。⁽⁷⁹⁾

外戚諸王等の権力にすがつて出世を求める傾向は、寒門寒人の間にも現れていたのではない。「衣冠」「士」と記される士人層にも、「賄賂」「諂媚」によって官位を得たり、政治的地位を利用して蓄財の機会を得ようとする動きも表面化する。賈謐が「閤を開き賓を延ぶれば、海内輻湊し、貴游豪戚及び

浮競の徒、尽く之に礼事せざるなし」というような事態が生じたと『晋書』は記している⁸⁰。また、当時作られた風刺文学はこうした風潮を皮肉たっぷりたっぷりに描く。『晋書』巻四惠帝紀には「政羣下に出で、綱紀大いに壊れ、貨賂公行す。勢威の家、貴を以て物を陵しのぎ、忠賢の路絶え、讒邪志を得、更に相薦挙す。天下これを互市と謂う。高平の王沈、秋時論を作り、南陽の魯褒、錢神論を作り、廬江の杜嵩、任氏春秋を作る。皆時を疾やくむの作なり」と記され、干宝は『晋紀』の総論で「傳咸、錢神の論を核たして、寵賂の彰なるを觀みる」と述べている⁸¹。

『晋書』、『晋紀』が例に挙げる、魯褒の『錢神論』では世の中すべて金次第という拜金主義が、司空公子という人物の口を借りて描かれる⁸²。司空公子は、訴訟（「忿諍辯訟」）も昇進の遅れ（「幽滯」）も怨恨（「怨仇嫌恨」）も人の噂（「令問笑談」）まで全てが錢に左右される状況下、士人層は、人格の陶冶に努めず、錢の力に頼ろうとしている。そして、「衣冠」と呼ばれる貴族層は、学問（「講肄」）、清談を捨て錢の魔力に身を委ねるに至った。もともと「市井」の世界で交易に用いられ、経済活動の手段であったはずの「錢」は「京邑の衣冠」の心をとらえ、官界での栄達、訴訟もめ事をはじめとして、「禍福」「安危」「性命の長短」「相禄貴賤」と人間世界の

広範な部分にまで影響を及ぼすようになったという時代状況を皮肉たっぷりたっぷりに語るのである。また、魯褒と同じく「秋時論」という風刺文学を著した王沈は、登場する「東野丈人」なる人物の口を借り、「名位を談ずる者は諂媚を以て勢に附し、高誉を挙げる者は資に困りて形を随う」、「京邑は翼々として、羣士千億、勢門に奔集し、官を求め職を買う」と時勢をのべている⁸³。このように、賄賂、阿諛追従によって出世の機会を求めるといふ風潮は、すでに社会的地位を確保した士人層までも毒することになった。

皇帝と血縁関係にある勢力との私的関係、その他のコネ（請謁）、賄賂、諂いを人事から排除し、德行（性）と才能（才）を重視した人材の登用は、曹操の丞相府で毛玠、崔琰等が創始して以来山濤に至るまで、営々として築き上げてきた吏部の人事制度の原則であった。上記の状況はこれと全く逆の風潮である。この、厳しい逆風にさらされている中で王戎の「門調戸選」という吏部人事が進められていたのである。士人層が主導権を握る人事体制が危機に陥ったときに、門閥化へと向かう人事システムが完成されつつあったというのは非常に皮肉なことといってよい。確かに、考課制度を空洞化し、昇進を早めることは、門閥化を進める勢力にとっても、

外戚諸王そして彼等の下に集まる寒門にとつても有利であつたと推測される。ただし、家柄を重視する王戎の方針は、諸王の下に集まる寒門寒人にとつて必ずしも有利なものとはいえない。もし、家柄のみによつて人材が登用されていったのなら、寒門寒人は官界から締め出されてしまう。実際、孫秀が琅邪郡吏の時、結局は王戎の勧めで得られたとはいへ、一度は王衍によつて郷品の付与を拒絶されたということからも、九品中正制度が寒門寒人の官界進出の妨げとなつていた状況が窺い得よう。外戚諸王が「封賞」により、寒門寒人を引き立て、「政羣下に出で」、「貨賂公行」したということは、彼等によつて、正常な中正制度と吏部人事による人事の外に、別ルートの人事システムが機能していたことを示すのではないかと思われる。ただ注目すべき点は、外戚諸王の政治に真に向から立ち向かつた、衛瓘や張華、陸機等が非業の最期をとげているにもかかわらず、吏部尚書にあつた王戎や王衍が諸王やそれを取り巻く寒門寒人の進める人事に対し、是正するための措置を執つたという史実が認められないことである。

実際に、王戎は賈氏、郭氏とは「通親」という関係、宗室諸王についても真つ向からの対立を避け保身に徹していた。

王戎は、齊王冏に任地に帰るよう勧めながらもその怒りを買

うと、仮病を使つて逃れ、後は時流に身を任せて、直言することもなく、司徒となつても、仕事は下僚に任せつきりで、自分は遊びほうけている。その従弟で中書令、尚書令、司空司徒の要職を歴任した王衍も、娘の夫で皇太子の司馬適が賈后に睨まれるとすぐに離婚させ、普段から軽んじていた趙王倫が権力を握ると気違いのふりをして逃れるなど、「宰相の重」に有りながら、「経國を以て念と為さずして、自全の計を思ふ」有様であつた。彼等は不満を感じながらも、諸王勢力を避けて関わらない様にし、身を守るに窮々としていた。

あるいは、王戎の門閥化傾向を伴う人事の姿勢からも、外戚諸王との対決を避けるという意図が読みとれるかも知れない。そのように考えるならば、王戎達があくまで従来の制度の枠組みを維持し、在任期間の短縮による考課制度の無力化を生む運営方法を採用したことは、外戚、諸王が取り立てた一族や寒門寒人が人格性や才能、勤務実績によつて官途から排除されないシステムを保証したことになる。個人から家へ評価基準を移したことで、諸王勢力に対抗できる新興勢力からの有能な人材が政界に進出しにくくなる。その一方では、王戎や王衍のように、現実の権力争いから超越し、政治的に何らの働きをせず、ただ清談に耽る名門の子弟でも順調に官位

を挙げてゆくことが出来る。ある意味で、政治の実権が外戚諸王、寒門寒人に奪われ、政治に関わることが士人層にとつて危険性を帯びてきたとき、どろどろした現実の権力争いのがれ、世俗超越しながらも官僚としての昇進が保証されるようにしたのが王戎の人事政策であったといえるのではなからうか。

おわりに

本稿は前稿を受けて、西晋時期の吏部人事について、政治史と関わらせながら考察してみた。曹操が実権を握ってから司馬炎が曹氏から帝位を奪うまでの時期、吏部人事は皇帝権と地縁血縁で結ばれた私的関係によって人事を左右しようとする勢力を排除してゆく形で進んできた。この傾向は、西晋に入っても継承され、三国の統一に向かう西晋前期においては、人脈的にも魏の吏部官僚の流れが続く。人格と才能を重視して官僚としての実績も考慮して官職を当てると共に、皇帝権に対し吏部人事が推薦権を確保するという、山濤の「山公啓事」に現れた吏部人事体制はこれまでの吏部人事が目指してきた人事体制の結実とも言えよう。しかし、同時に官僚

世界の中に派閥抗争の芽が生じ、これが人事に影を落とす。賈充一派の人事に対する干渉、任愷の吏部尚書就任の経緯からそうした傾向が読みとれる。この傾向は三国統一後、外戚が台頭してゆく過程で一層顕著になった。西晋の後半期には清談家のグループと地方官出身者のグループが交替で吏部を統轄する。清談家グループの王戎は外戚勢力との妥協の下、考課制度を骨抜きにした「甲午の制」を実施、地方官グループの劉頌はこれに対して考課制度の厳密な実施と賞罰を明確化した「九班の制」を立案する。しかし、大勢は王戎の方へ流れてゆく。王戎の下で、考課制度は無力化、清談が哲学的な議論でなく人身攻撃の道具と化し、「門調戸選」と記される、門閥的な人事が行われるようになった。しかし、政界では士人層の影響力は低下し、実権は外戚、諸王と彼等を取り巻く寒門寒人の手に移っていた。彼等は権力を背景に、士人層がその拠り所としてきた九品中正制度とそれに連動した吏部人事のシステムに反するような人事を行っている。ある意味で、吏部人事の貴族化は、貴族が地位を危うくされた時点で進化した。推測の域にとどまるが、王戎による吏部人事の門閥化（貴族化）は、士人層が外戚、諸王の権力闘争から距離を置きつつも、官僚としての高い地位を維持しようとした

所産でなかったかと考える。すなわち、士人層の門閥化は二段階の過程を経て行われた。第一段階は清議運動に関わった人物及びその子孫達が中心となり、吏部人事を掌握し、曹氏一族と地縁血縁で結びつく勢力を排除しつつ、文人官僚主導、郷論重視、人格性優先の人事を確立させる過程。第二段階は西晋においてイニシヤティブを握った文人官僚内部に亀裂が生じると共に、再び外戚、宗室という皇帝権と私的に結びつく勢力が台頭し、これに対抗するために、すでに高位高官を占めていた士人層の家柄を前提とした人事を遂行することで、門閥化を加速させた過程と言えるのではなからうか。

吏部人事の貴族化というものは、制度的に見るならば、特定の家柄の出身者の特権を維持する方向で進んできている。⁸⁸しかし、前稿と本稿で分析した通り、政治的背景を加味して見るならば、それは直線的に進んできたものとは言えない。このことは、おそらく貴族制全般についても言えることであらう。すなわち、後漢で猛威を振るった外戚政治の名残は安田氏が指摘するように、西晋にも続いている。⁸⁹むしろ、皇帝との血縁関係を持つものが権力を振るうということでは、魏の曹爽政権、西晋の八王も同様であらう。貴族が皇帝権から一定の独立性を保つためには自己の地位を保全しうるシステ

ムが必要である。九品中正制度は後漢の反省から人事を公正に保つという機能を担わされていたはずである。しかし、吏部人事を見ても、これに対し様々な干渉があり、それをはねのけるには激しい政治闘争も避け得ない。曹丕と曹植の後継者争い、曹氏から司馬氏への王朝革命の背景にも人事問題が重要な意味を持っていたと考えられる。西晋においても同じことが言える。山濤までの吏部尚書はこれに立ち向かう動きを見せた。しかし、王戎以降の清談家達はこれを避けた。非常に皮肉なことであるが、士人層の門閥化はその過程で成し遂げられている。貴族制は後漢末の士人層が一直線にその地位を向上させた結果生み出されたものでない。それに対立する勢力の葛藤の中で築き上げられたものである。このことは六朝貴族制とは何かを問う重要な意味を孕んでいるように思われる。本稿ではそのことを指摘するのみに止めておきたい。

註

- (1) 拙稿「中国史における貴族制研究に関する覚書」(『名古屋大学東洋史研究報告』七 一九八一)、中村圭爾「六朝貴族制論」(『戦後日本の中国史論争』第三章、河合文化教育研究所刊 一九九三)等で貴族制の研究史がまとめられている。

- (2) 中正制度と貴族制の関わりを論じた研究は多い。古典的なも

- のとしては岡崎文夫「九品中正考」(『支那学』三一—三二 一九二二)、楊筠如「九品中正与六朝門閥」(商務印書館刊 一九三〇)、唐長孺「九品中正制度試釈」(『魏晉南北朝史論叢』 北京三聯書店刊 一九五五所収)、宮川尚志「中正制度の研究」(『六朝史研究 政治社会編』第四章 日本学術振興会刊 一九五六)、宮崎市定「九品官人法の研究」(東洋史研究会刊 一九五六)が挙げられる。その後の研究で、現在の学界に直接影響を与えているものとしては、堀敏一「九品中正制度の成立をめぐって」(『東洋文化研究所紀要』四五 一九六八)、川勝義雄「六朝貴族制社会の研究」(岩波書店刊 一九八二)、越智重明「魏晉南北朝の貴族制」(研文出版刊 一九八四)、中村圭爾「六朝貴族制研究」(風間書房刊 一九八七)がある。
- (3) 「晋依魏氏九品之制、内官吏部尚書・司徒・左長史、外官州有大中正、郡国有小中正、皆掌選舉、若吏部選用、必下中正、徵其人居及父祖官名」(『通典』卷一四 選舉一) この制度については、宮崎前掲書にも詳しく述べられている。
- (4) 宮崎「九品官人法の研究」(前掲) 第二章、一三節
- (5) 拙稿「『山公啓事』の研究」(『中国貴族制社会の研究』 京都大学人文科学研究所刊 一九八七所収)
- (6) 中村「初期九品官制における人事について」(『中国貴族制社会の研究』 同前所収)
- (7) 拙稿「六朝貴族制形成期の吏部官僚」(『中国中世史研究 続編』 京都大学学術出版会刊 一九九五所収)
- (8) 西晋の吏部尚書の在職者名及び在任期間を考証したものとし、清の万斯同の「晋将相大臣年表」(二十五史補編所収)がある。これには司馬泰、胡奮、朱整が尚書僕射として吏部を統

轄したとして記述されている。しかし、正史その他から彼等の吏部尚書在職は確認できなかった。また、在職期間についても就任、退任時期が明確にしがたいものが多く、正史等の当時の事件、同時期に他の官職についていた人物の履歴から確実に在任していた時期、退任していた時期を判断し、大体の在職期間を推定して表にまとめた。確定しがたい部分もあり、諸氏の御教示を頂きたい。

- (9) 註(5) 拙稿、及び矢野主税「状の研究」(『史学雑誌』七六一—一九六七) 参照
- (10) 「陔少好人倫、与潁川陳泰友善」(『晋書』卷四五 武陔伝)
- (11) 「三國志」卷二二 盧毓伝。盧毓の事跡については拙稿「魏晋革命前後の政界」(『史学雑誌』九五—一 一九八六) 参照。
- (12) 「晚与尚書和逋交」(『晋書』卷四三 山濤伝)
- (13) 「晋書」卷四五 崔洪伝
- (14) 「晋書」卷四五 武陔伝
- (15) 「張」華少孤貧、自牧羊、同郡盧欽見而器之」(『晋書』卷三六 張華伝)
- (16) 「出為冀州刺史、加寧遠將軍、…(中略)… 濤甄拔隱屈、搜訪賢才、旌命三十余人、皆顯名當時」(『晋書』卷四三 山濤伝)、「山司徒前後選、殆周遍百官、举無失才」(『世說新語』政事篇)
- (17) 「晋書」卷四五 崔洪伝
- (18) 「晋書」卷四一 魏舒伝
- (19) 「又在魏已為大臣、不得已而居位、深懷遜讓、終始全潔、当世以為美談」(『晋書』卷四五 武陔伝)
- (20) 「又以(盧)欽忠清高潔、不營產業、身没之後、家無所庇、

特賜錢五十万、為立第舍」〔『晋書』卷四四 盧欽伝〕

(21) 「李」胤雖歷職内外、而家至貧儉、兒病無以市藥、帝聞之、賜錢十万」〔『晋書』四四 李胤伝〕

(22) 「初(山)濤布衣家貧、謂妻韓氏曰、忍饑寒、我後当作三公、但不知卿堪公夫人不耳、及居榮貴、貞慎儉約、雖爵同千乘、而無嬖賂、賜祿俸秩、散之親故」〔『晋書』卷四三 山濤伝〕

(23) 「武帝以(魏)舒清素、特賜絹百匹、…(中略)…舒有威重德望、祿賜散之九族、家無余財」〔『晋書』卷四一 魏舒伝〕

(24) 「『晋書』卷四五 崔洪伝

(25) 「遷御史中丞、恭恪直繩、百官憚之」〔『晋書』四四 李胤伝〕

(26) 「『晋書』卷四五 崔洪伝

(27) 「『晋書』卷四四 盧欽伝

(28) 「『晋書』卷四四 李胤伝

(29) 「『晋書』卷四一 魏舒伝

(30) 「『晋書』卷四五 崔洪伝

(31) 註(5) 拙稿

(32) 同前参照

(33) 「『晋書』卷三 武帝紀

(34) 「『晋書』卷三 武帝紀

(35) 「『晋書』卷三 武帝紀

(36) 「六月丙申朔、詔曰、郡国守相、三載一巡行属县、必以春、此古者所以述職宣風展義也、…(中略)…士庶有好学篤道、孝弟忠信、清白異行者、举而進之、…(中略)…若長吏在官公廉、慮不及私、正色直節、不飾名誉者、及身行貪穢、諂黷求容、公節不立、而私門日富者、並謹察之、揚清激濁、举善彈違、此朕所以垂拱綏綱、責成於良二千石也、於戲戒哉」〔『晋書』卷三

武帝紀)

(37) 「『晋書』卷三 武帝紀

(38) 西晋に入り、いわゆる「清談家」が人事官僚として登場してきたことをどう考えるかについては、彼等と司馬氏一族との関係をもう一度検討し直してみる必要がある。しかし、この問題について、現時点では十分な考察を行うには至っていないので、本稿では保留しておきたい。

(39) 「(任)愷有経国之幹、万機大小多管綜之、性忠正、以社稷為己任、帝器而昵之、政事多諮焉」〔『晋書』卷四五 任愷伝〕

(40) 「愷惡賈充之為人也、不欲令久執朝政、每裁抑焉、充病之、不知所為」〔『晋書』卷四五 任愷伝〕、「侍中任愷、中書令庾純等剛直守正、咸共疾之、又以充女為齊王妃、懼後益盛、及氐羌反叛、時帝深以為慮、愷因進説、請充鎮関中」〔『晋書』卷四〇 賈充伝〕

(41) 「勛謂馮紇曰、賈公遠放、吾等失勢、太子婚尚未定、若使充女得為妃、則不留而自停矣、…(中略)…遂成婚、當時甚為正直者所疾、而獲佞媚之譏焉」〔『晋書』卷三九 荀勖伝〕「充既外出、自以為失職、深銜任愷、計無所從」〔『晋書』卷四〇 賈充伝〕

(42) 「充既為帝所遇、欲專名勢、而庾純・張華・温顛・向秀・和嶠之徒皆与愷善、楊珧・王恂・華廙等充所親敬、于是朋党紛然」〔『晋書』卷四五 任愷伝〕。この賈充をめぐる西晋初期政界の權力闘争については、皇帝権の強大化を望まない賈充と司馬昭の後継者問題を絡めた安田二郎「西晋初期政治史試論——齊王攸問題と賈充伐呉反對を中心に」〔『東北大学東洋史論集』六一九九五〕がある。また、拙稿「劉弘と西晋の政界」〔『古代文

化』四八一—一九九六)では地方を中心に権力基盤を固める勢力と中央の皇帝権力を併りつつ権勢を振るう勢力との対立という図式から整理した。

(43) 『晋書』卷四五 任愷伝

(44) 『晋書』卷四五 任愷伝

(45) 「晋諸公贊曰、亮字長与、河内野王人、太常陸又兄也、性高朗而率至、為賈充所親待、山濤為左僕射領選、濤行業既与充異自以為世祖所敬、選用之事、与充諮論、充每不得其所欲、好事者說充、宜授心腹人為吏部尚書參同選舉、若意不齊、事不得諧、可不召公与選、而突得叙用所懷、充以為然、乃啓亮公忠無私、濤以亮将与己異、又恐其協情不允、累啓亮可為左丞、初非選官才、世祖不許、濤乃辞疾還家、亮在職果不能允、坐事免官」

〔世説新語〕政事篇注)

(46) 「濤再居選職十有余年、每一官缺、輒啓擬數人、詔旨有所向、然後頭奏、隨帝意所欲為先、故帝之所用、或非举首、衆情不察、以濤輕重任意、或諧之武帝」〔晋書〕卷四三 山濤伝)

(47) 「後司空衛瓘等亦共表宜省九品、復古鄉議里選、帝竟不施行」〔晋書〕卷四五 劉毅伝、〔衛〕瓘以魏立九品、是權時之制、非經通之道、直復古鄉举里選、与大尉(司馬)亮等上疏曰：

(後略) …〔晋書〕卷三六 衛瓘伝)

(48) 『晋書』卷四三 王衍伝

(49) 『晋書』卷四三 樂広伝

(50) 『晋書』卷四三 山簡伝

(51) 『晋書』卷四三 王衍伝

(52) 『晋書』卷四三 樂広伝

(53) 『晋書』卷四三 山簡伝、荊州における劉弘の政治について

は註(42) 拙稿参照。

(54) 『晋書』卷四六 劉頌伝

(55) 『晋書』卷四四 温羨伝

(56) 『晋書』卷四四 鄭表伝

(57) 地方官の家柄に属する家柄が当時において一つのグループを形成していたことについては、註(42) 拙稿参照。

(58) 註(4) 宮崎前掲書、註(6) 中村論文

(59) 「(王)戎始為甲午制、凡選舉皆先治百姓、然後授用」〔晋書〕卷四三 王戎伝。宮崎氏は「晋制、大県令有治績、官報以大郡、不經宰臬、不得入為台郎」〔通典〕卷三三 職官一五)の文章を甲午制の具体的内容を現すものとして解釈する(宮崎前掲書)。この文の注に「山公啓事」が引かれていることからみて、『通典』の文章も西晋の制度、おそらく甲午の制と関わる内容として解釈しうるものと考ええる。

(60) 「(王)戎与賈・郭通親、竟得不坐」〔晋書〕卷四三 王戎伝

(61) 註(6) 中村論文

(62) 『晋書』卷三四 羊祜伝

(63) 同前

(64) 同前。この羊祜と王戎、王衍との対立については註(42) 拙稿においても詳述しているので参照されたい。

(65) 福原啓郎「八王の乱の本質」〔東洋史研究〕四一—三 一九八二)は諸王が前政権に対し、挙兵する際、輿論を味方に付けるために「公」性を標榜し、その後私権化に傾いていった構図を描いている。

(66) 『晋書』卷三六 張華伝

(67) 「及齊王固輔政、以(温)羨(司馬)攸之故事、意特親之、
軾吏部尚書」(『晋書』卷四四 温羨伝)

(68) このクレーターの経緯については『晋書』卷四〇 楊駿伝が
最も詳しい。又、その後展開される八王の乱については基本的
に『晋書』卷五九の八王の伝による。

(69) 八王の乱については安田二郎「八王の乱をめぐる——人間
学的考察の試み」(『名古屋大学東洋史研究報告』四一九七)、
福原「八王の乱の本質」(前掲)、「西晋代諸王の特質」(『史林』
六八一—一九八五)で既にその展開が詳述され、私権化と公
権という観点からこの内乱の性質について分析がなされている。
八王の乱については、これらの先行研究を参照されたい。

(70) 「駿自知素無美望、懼不能輯和遠近、乃依魏明帝即位故事、
遂大開封賞、欲以悅衆」(『晋書』卷四〇 楊駿伝)

(71) 「亮論賞誅楊駿之功過差、欲以苟悅衆心、由是失望」(『晋書』
卷五九 司馬亮伝)

(72) 『晋書』卷五九 司馬璋伝

(73) 「是歲(司馬倫篡奪の年)、賢良方正直言秀才孝廉良将皆不
試、計吏及四方使命之在京邑者、太学生年十六以上及在学二十
年、皆署吏、郡県二千石令長赦日在職者、皆封侯、郡綱紀並為
孝廉、具綱紀為廉吏、:(中略): 諸党皆登卿将、並列大封、
其余同謀者、咸超階越次、不可勝紀、至於奴卒厮役亦加以爵位、
每朝会、貂蟬盈坐、時人為之諺曰、貂不足、狗尾続、而以苟且
之惠取悦人情府庫之儲不充於賜、金銀冶鑄不給於印、故有白版
之侯、君子恥服其章、百姓亦知其不終矣」(『晋書』卷五九 司
馬倫伝)

(74) 『晋書』卷五九 司馬閎伝

(75) 「初誅楊駿及汝南王亮太保衛璜楚王璋等、皆臨機專斷、宦人
董猛參預其事、猛武帝時為寺人監、侍東宮、得親信于后、預誅
楊駿、封武安侯、猛三兄皆為亭侯、天下咸怨」(『晋書』卷三一
后妃惠賈皇后伝)

(76) 「及太子廢黜、趙王倫孫秀等因衆怨謀欲廢后、后数遣官婢微
服於人間視聽、其謀頗泄」(『晋書』卷三一 后妃惠賈皇后伝)

(77) 「長史公孫宏舍人岐盛並薄於行、為璋所昵、:(中略): 岐
盛說璋、可因兵勢誅賈模郭彰、匡正王室、以安天下、璋猶豫未
決、:(中略): 詔以璋矯制害一公父子、又欲誅滅朝臣、謀
凶不軌、遂斬之」(『晋書』卷五九 司馬璋伝)

(78) 「初孫秀為琅邪郡吏、求品於鄉議、戎從弟将將不許、戎勸品
之、及秀得志、朝士有宿怨者皆被誅、而戎衍獲濟焉」(『晋書』
卷四三 王戎伝) 及び註(33)に引く『晋書』卷五九 司馬倫
伝

(79) 註(5) 拙稿では山濤が吏部を掌握していた時代においても、
個人の性格、才能が官僚人事の基準として機能していたことを
指摘した。

(80) 『晋書』卷四〇 賈謐伝

(81) 『文選』卷四九所収『晋紀総論』

(82) 当時書かれた『錢神論』と称するものには成公綏『錢神論』
〔『太平御覽』卷八三六所引〕、葛母氏『錢神論』〔『初学記』卷
二七〕、『太平御覽』卷八三六所引〕、無名氏『錢神論』〔『初学記』
卷二七〕と魯褒『錢神論』〔『芸文類聚』卷六六、『晋書』卷九
四、『初学記』卷二七、『太平御覽』卷八三六所引〕があり、そ
れぞれ断片が佚文として残されている。そのうち比較的まとまっ
て残されているのが『芸文類聚』と『晋書』が引く魯褒の『錢

神論』である。全文は長いので引用をさける。『錢神論』に関しては成立時期を論じた牟亮松「魯褒『錢神論』の産生与当時の商品貨幣経済」(『江漢論壇』一九八五年五期)、成公綏、葛母氏の『錢神論』を中心に分析した福原啓郎「『錢神論』の分析(上)」(『京都外国語大学 研究論叢』三九 一九九二)の二編の專論がある。

(83) 「百辟君子、奕世相生、公門有公、卿門有卿、…(中略)：賤有常辱、貴有常榮、肉食繼踵於華屋、疏飯襲跡於糲耕、談名位者以諂媚附勢、舉高譽因資而隨形」(『晋書』卷九二 文苑王沈伝所載「積時論」)

(84) 八王の乱の時期、九品中正制度から疎外された寒門寒人が、門閥貴族(權貴)に対抗する形で政界に登場してきたとする視点は、福原啓郎『西晋の武帝——司馬炎』(白帝社刊 一九九五)にも示されている。

(85) 衛瓘は惠帝の即位に反対、楚王司馬璋、腹心の岐盛を排除しようとして殺され(『晋書』卷三六 衛瓘伝)、張華は賈皇后の横暴を戒め政權を維持し続けたが司馬倫の尚書令就任に反対していたことから彼の恨みを買って殺される(同前張華伝)。陸機は「豪士の賦」で司馬瓘の「矜功自伐」を風刺したが、「異志有り」という宦官の讒言を信じた成都王司馬穎によって刑死させられた(『晋書』卷五四 陸機伝)。

(86) 「惠帝反宮、以戎為尚書令、既而河間王顥遣使就說成都王穎將誅齊王冏、檄書至、…(中略)：戎曰公首舉義衆、匡定大業、開關以來、未始有也、然論功報賞、不及有勞、朝野失望、人懷貳志、今二王帶甲百万、其鋒不可當、若以王就第、不失故爵、委權崇讓、此求安之計也、瓘謀臣葛旗怒曰、漢魏以來、王

公就第、寧有得保妻子乎、議者可斬、於是百官震悚、戎偽棄發墮廁、得不及禍、戎以晋室方乱、慕蓮伯玉之為人、与时舒卷、無蹇諤之節、自經典選、未嘗進寒素、退虛名、但与时浮沈、戶調門選而已、尋拜司徒、雖位総鼎司、而委事僚寮、間乘小馬、從便門而出游、見者不知其三公也」(『晋書』卷四三 王戎伝)

(87) 「女為惑懷太子妃、太子為賈后所誣、衍懼禍、自表離婚…(中略)：衍素輕趙王倫之為人、及倫篡位、衍陽狂矜婢以自免及倫誅、拜河南尹、軫尚書、又為中書令、…(中略)：成都王穎以衍為中軍師、累遷尚書僕射、領吏部、後拜尚書令司空司徒、衍雖居宰輔之重、不以經國為念、而思自全之計」(『晋書』卷四三 王衍伝)

(88) 宮崎氏は魏晋革命によって「そのまま本領を安堵された貴族社会は晋代に入ると愈々その貴族的色彩を濃厚にし」、「九品官人法の実施において他の豪族よりも優先的扱いを受ける」との立場から(前掲書第一編)、西晋に郷品と官品との対応関係が成立していたことなどの門閥化の特色を明らかにする。この立場は中村氏の研究(註(2) 前掲書、註(6) 論文)にも継承されているように思われる。また、制度史、政治史両面から魏晋南朝史にアプローチした越智重明氏も西晋を司馬氏と貴族との一体化した政權と見る立場から門閥化を解釈している(註(2) 前掲書)。しかし、最近武帝司馬炎の評価問題から、西晋における非貴族の特徵に注目する安田二郎、福原啓郎、楊徳炳氏等の研究が出されている。詳しくは拙稿「西晋の武帝司馬炎の評価をめぐる——福原啓郎著『西晋の武帝——司馬炎』によせて」(『書論』三〇 一九九九予定)を参照されたい。ただ、西晋の門閥貴族化についてはそれが士人層の政治権力の確立の

結果果たされたものであるかどうかが重要な問題になってくるように思われる。

(89) 安田「褚太后臨朝と謝安」(『中国史と西洋世界の展開』新野直吉・諸戸立雄両教授退官記念会編 一九九一所収)、「西晋初期政治史試論——齊王攸問題と賈充伐吳反对を中心に」(前掲)、「西晋武帝好色攷」(『東北大学東洋史論集』七 一九九八)はそれぞれ、謝氏が政治的地位を高めてゆく過程で太后の權威を背景にしていたこと、西晋初期の政治史の裏に司馬氏の一族の問題と貴族層の思惑が交叉していたこと、武帝の後宮に名家の女子を集めたのは彼が好色であったことを指摘している。最近の安田氏の一連の研究は、晋代において皇帝との血縁関係が政治史に大きな影響を及ぼしていたことを示唆しており、貴族制研究そのものの再検討を迫っているものと思われる。また、これらの研究は唐代に編纂された『晋書』の資料的価値、特に事件、人物に対する評価に作為が見られるのではないかとの疑問も呈するものである。確かに、三国統一後の武帝の変身については再検討の余地がある(註(88) 草稿)。とりあえず、本稿では門閥化が三国統一後、特に元康年間に急速に進展したことは、『錢神論』や『晋紀』の『晋書』成立前に書かれた史料からも確認しうるのではないかと、の観点から論を進めた。

(よしもり けんすけ 徳島大学総合科学部教授)